

新潟市学校等職員財産形成貯蓄取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づき、新潟市立学校等に勤務する職員（以下「学校等職員」という。）が行う勤労者財産形成貯蓄、勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において学校等職員とは、新潟市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び学校給食センターに勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員をいう。ただし、次の各号に掲げる者には、適用しない。

- (1) 新潟市臨時職員に関する規則（平成6年新潟市規則第23号）第2条各号に規定する職員
- (2) 新潟市臨時教育職員に関する規則（平成29年新潟市教育委員会規則第6号）第2条各号に規定する職員
- (3) 地方公務員法第22条の2第1項第1号及び同項第2号の規定により採用された職員
- (4) その他教育委員会が別に定める職員

(取扱金融機関等及び覚書)

第3条 財形貯蓄の取扱機関は、新潟市長と財形貯蓄の実施に関連して生ずる事務を円滑に運営するための勤労者財産形成貯蓄の事務取扱いに関する覚書を取り交わした別表に掲げる金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）とする。

(契約時期)

第4条 財形貯蓄契約（変更する場合を含む。）の時期は、年1回とし、毎年10月とする。

(財形貯蓄契約数)

第5条 学校等職員1人が契約できる財形貯蓄契約は、勤労者財産形成貯蓄、勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄についてそれぞれ1契約とする。

(契約手続)

第6条 財形貯蓄を新たに開始する者は、別表のうち新規募集の取扱がある取扱金融機関等から1店舗を選択して、別に定める日までに所定の財産形成貯蓄契約申込書を新潟市長へ提出する。

(新潟県からの異動者に係る財形貯蓄の継続等)

第7条 第3条及び前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者に限り、新潟市教職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）又は新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）の適用を受ける前に契約していた財形貯蓄契約を継続することができる。

- (1) 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の適用を

受けた後、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定により新潟市教育職員給与条例又は新潟市給与条例の適用を受けることとなった者

(2) 本市と新潟県の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の適用を受けた後、新潟市教育職員給与条例の適用を受けることとなった者

(3) 前号の規定に準ずる者として教育委員会が認める者

2 前項各号に掲げる者と財形貯蓄契約を締結している金融機関等が取扱金融機関等に該当しない場合、当該金融機関等と第3条に規定する覚書を取り交わすものとする。

（積立の中断，再開）

第8条 財形貯蓄契約を結んでいる者（以下「契約者」という。）が、給与の支給停止、減額その他の理由により預入等を行うことが困難になったときは、所定の手続きによりこれを中断することができる。

2 預入等を中断している契約者は、所定の手続きによりこれを再開することができる。

（解約）

第9条 契約者は、次の各号の一に該当したときは、財形貯蓄契約を解約するものとする。

(1) 所定の解約届を提出したとき

(2) 退職したとき

（法定控除及び払込代行等）

第10条 新潟市長は、所定の手続きにより預入額を契約者の給与から控除し、給料の支給日並びに6月及び12月の期末勤勉手当の支給日までに取扱金融機関等及び第7条第2項の金融機関等へ払込むものとする。

2 財形貯蓄契約による預入額は、月1回とし、預入額は1,000円又はその整数倍とする。

3 毎年6月及び12月には、前項の規定による預入額のほか、別に一定額（1,000円の整数倍に限る。）を預入することができる。

（預入額等の報告）

第11条 新潟市長は、毎年所定の時期に、取扱金融機関等及び第7条第2項の金融機関等から契約者別の貯蓄残高等について報告書を提出させ、契約者に交付する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、財形貯蓄の実施について必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までの契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第3条, 第6条関係）

金融機関等種別	金融機関等名称
普通銀行	株式会社第四北越銀行 株式会社北陸銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社大光銀行 株式会社ゆうちょ銀行
労働金庫	新潟県労働金庫
信託銀行	みずほ信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社
信用金庫	新潟信用金庫
信用組合	新潟県信用組合 巻信用組合
生命保険会社	日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 大樹生命保険株式会社 第一生命保険株式会社 朝日生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 富国生命保険相互会社（※） ジブラルタ生命保険株式会社（※）
農業協同組合	越後中央農業協同組合
損害保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
証券会社	大和証券株式会社（※） SMB C 日興証券株式会社（※） 野村証券株式会社（※） みずほ証券株式会社（※）
特殊会社	株式会社商工組合中央金庫

※ 新規募集の取扱がない取扱金融機関等